

日本共産党の斉藤由美子です。発言通告に沿って、一問一答で質問を致します。

### 1. 伊方原発について

はじめに、伊方原発の再稼働について質問いたします。

本年8月12日、愛媛県にある四国電力伊方原子力発電所3号機が再稼働されました。伊方原発は、ウランとプルトニウムを混ぜて加工したMOX(モックス)と呼ばれる燃料を、本来燃やすことになっていない一般の原子炉で燃やす極めて危険な原発です。

今年10月に行われた新潟県知事選挙において、原発再稼働の是非がまさに県知事選の争点となり、反対派の<sup>よねやま</sup>米山隆一氏が、市民と野党の共闘によって当選を果たしました。

大分県においては、「伊方原発をとめる大分裁判の会」が結成され、運転差止めを求める仮処分申請や訴訟が始まっています。11月17日に行われた第1回口頭弁論には、264名の原告団の一人として、私も参加致しました。原告団は予想を上回る速さで増えております。

本年、第1回定例会の代表質問に続き9月議会でも、わが会派は伊方原発の再稼働中止と原発ゼロの判断を国に求めるようただしました。これに対して市長は、

「四国電力に対し安全には万全を期してもらうよう要請した」

「原子力発電は国策として検討すべき課題」

「国に再稼働中止、即時原発ゼロを要請することは考えていない」

「国の責任において慎重な審査を継続してもらい、国民に対して十分な説明と安全確保に努めてもらいたい」

「大分市としても必要な取り組みを進めていく」とご答弁されております。

しかし、巨大地震の確率が高まり、その対策が急務となる中、いまだ原発の安全神話をうのみにし、再稼働は国の方針だと容認する姿勢で本当に良いのでしょうか。市民の不安や反対の声に耳をふさぎ、原発事故を想定した対策を講じようとならないのは問題です。そこで、改めて質問します。

■市民の生存権に責任を持ち、大分市は電力会社や国に対し、伊方原発の再稼働をやめるよう要請すべきと考えます。見解を求めます。I

### 2. 学校給食の民営化について

先の9月議会において、来年度から3つの小学校の給食調理業務を民間委託する補正予算が出され、日本共産党以外のすべての会派の賛成で可決されました。

その後、対象となっている豊府、滝尾、大在西、それぞれの小学校で説明会が行われまし

たが、どの学校でも保護者や教職員・関係者から、

「なぜ、この学校がモデル校になったのか？」

「民間委託されると、今後何がどのように変わるのか？」

「アレルギーの対応を、毎月細やかにしてもらっているが、今後も同様に継続できるのか？」

「そもそも民間委託する目的は何なのか？」など、多くの質問や不安の声が出されました。

しかし、保護者・関係者に対する説明は明確ではなく、市教委は「これまでと何も変わらない。」「献立や材料の購入は市が行うから安心してほしい」「一旦は契約料がかかるが、長期的に見ればコストが下がる」など、行政改革を押し付けるための報告会とでもいうべきものでした。会の終了後、参加された何人かの保護者に話を伺ってみると、「納得できない」「よくわからない」「議会で決まったら、もうどうにもならないのでしょうか」など、保護者の納得と合意が得られていないことは明らかでした。

この民営化は、これまで職員が担ってきた調理業務を、民間の業者に丸投げするものであり、学校現場に不安定雇用を拡大させるものです。子どもたちの命に直接かかわる公的責任を後退させるものであり、「児童の最善の利益」を考慮すべきと定めた「子どもの権利条約」にも反する教育環境の改悪に他なりません。

これまで学校給食は、「児童が食という体験を通して生きる力の原点を学ぶ場」とされ、市教委は議会の中でも再三にわたり、「教育の一環である」ことを表明してきました。その重要な「食」を提供するのが、調理の担い手である給食調理員です。

それにも関わらず、来年度から3つの学校で<sup>しこう</sup>試行し、その後も大規模校から順次民営化することを明確にしています。

子どもの貧困が広がる中、昨今、学校給食の果たす役割はますます重要になっています。給食の無料化や朝食の提供など、子どもの貧困に食で対応しようと努力する自治体やボランティアの取り組みが広がる中、行政改革の矛先を教育に向ける大分市の姿勢は許されません。

子どもたちに向き合い、細やかに対応し、工夫することができるのは、直営だからこそです。

児童・保護者・学校関係者から意見を聞くこともなく、結果先にありきで議会の承認を受け、「議会で承認されたのでご理解頂きたい」と、強引に押し付けるやり方は言語道断です。そこで、質問いたします。

**■学校給食の調理業務の民営化は市民の合意が取れておらず、このまま実施すべきではないと考えます。見解を求めます。Ⅱ**

### 3. 保育士の処遇について

#### (1) 保育士の賃金について

待機児童解消に向けて対策がすすめられる中、保育士の確保が困難を極めています。保育士不足の大きな理由のひとつが、正規・非正規いずれにも共通する「低賃金」の問題です。

今年、全国福祉保育労働組合が行った「保育所で働く保育士の雇用実態調査」の中でも、仕事や職場の不満・不安は、「賃金が安い」という項目が断トツで高い結果となっています。乳幼児の成長や発達、子育て支援に重要な役割を果たす保育士が、専門職として誇りをもって働くためには、保育士の処遇改善の抜本的な見直しが求められます。

これまで、国においても保育士と介護職員の賃金引き上げのため、処遇改善を盛り込む方針で進められてきました。しかし、安倍政権による「ニッポン一億総活躍プラン」による来年度の保育士賃金の引き上げ額は、月平均約6千円にとどまっています。また、厚労省の調査によれば、保育士の年収試算は、全国値で 322 万円、男性労働者と比した年収格差は女性一般職の 68.1%よりも更に低い 58.1%に止まっており、賃金格差の解消にはほど遠い状態です。(2015 年賃金構造基本統計調査による)

そんな中、兵庫県三木市において、今年の 6 月議会で「保育士等の確保対策」事業として、独自で賃金上乘せ等の処遇改善を行う予算が可決されました。月額約 6,000 円の国の処遇改善加算を 1 年前倒しで実施し、更に単費を上乘せした月額平均 15,000 円を給与に加算するというものです。もはや、待機児童解消のためには、保育所整備の拡充だけでなく、保育士確保も合わせて行う必要があるからです。そこで、質問を致します。

**■今後、保育の定員拡大に伴い、保育士確保を進めるため、国に処遇改善の予算増額を求めると共に、大分市でも上乘せ加算を検討すべきと考えます。見解を求めます。Ⅲ**

さて、今年 9 月 2 日付で厚労省から「切れ目ない保育のための対策」として、今後実施する主な取り組みが出されました。この中で、「賃金台帳のチェックの導入による賃上げ実施の推進」が新たな項目として加わり、国は、「指導監査において賃金台帳を確認し、適切に賃上げが行われるよう指導する仕組みを設ける」とし、職員の賃金アップを促進させる方向性が示されています。そこで、質問いたします。**■処遇改善加算が職員の給与に反映され処遇改善に資しているかどうか、正規・非正規問わず、ベースアップも含め確認できるよう監査項目を定めるべきと考えます。見解を求めます。Ⅳ**

## (2)公立保育所の雇用について

現在、保育士の働き方として、非正規雇用の増加も問題となっています。2007年の非正規雇用保育士は17万人でしたが、2012年には25万人となり、保育労働者に占める比率は38.4%から44.2%に増加しています。（総務省統計局・就業構造基本調査による）

保育所で働く保育士の雇用実態調査の記述欄には、非正規雇用でフルタイム働いている保育士が、たくさんの思いを書き込んでいます。

「正規・臨職関係なく保育の仕事に責任を持ちながらやっている分、手当などで大きな差があるのは不満に思う。」(20代)

「臨時職員も住宅手当等だしてほしい。」(20代)

「正職とはまったく同じ仕事内容で違うのは給与だけです。(中略)リーダーなど責任のある立場は正職員が率先してやった方がいいのでは?と意見を出したら、常勤で働いているのだから、仕事内容は同じで当たり前と言われました。…毎日クタクタです。せめて正職と同じ給与をもらえたら…」(40代) など等、どれも切実な訴えです。

現在、大分市の公立保育所で働く保育士の39.6%が非正規雇用の保育士となっているようですが、給与格差の不公平感は大きく、臨時職員もなかなか見つからないのが実状です。そこで、質問致します。

**■子育て環境を充実させるため、また必要な保育士を恒常的に確保し、安定した保育を保障するために、公立保育所の正規雇用保育士の増員を検討すべきと考えます。見解を求めます。V**

## 4. 企業主導型保育事業について

### (1)企業主導型保育事業について

今年の3月末、衆議院本会議において子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案が可決され、内閣府は新たな保育の受け皿整備として、「企業主導型保育事業」を創設しました。

この「企業主導型保育事業」は、複数企業での設置が可能であり、具体的には、小売り、飲食業、24時間稼働工場、工業団地、複合商業施設等への設置が想定され、子どもの年齢制限も人数制限もない認可外保育施設とされています。定員19人以下でゼロ歳から2歳児を対象とする小規模保育(B型)と同じ基準で、資格をもつ保育士は二分の一以上とされ、施設設備の基準は努力義務となっています。そもそも小規模保育事業については、調理室や園庭の設置基準がすでに基準緩和されていますが、その基準さえも曖昧にしようというものです。

これまで、保育所の最低基準として、認可外や事業所内保育であっても、最低基準を守るこ

とは原則とされてきました。それは子どもの命と発達を保障する基準だからです。この原則をあいまいにし、保育の最低基準に大穴を空けることはとうてい許されることではありません。

それにもかかわらず、2016年度予算では、運営、施設整備に800億円もの予算が計上され、2017年度までに、待機児童解消加速化プランの目標である50万人の受け皿のうち、最大5万人の受け皿として整備するとしています。

新制度における保育施設実施主体は市町村であり、施設や事業の認可、給付の支給、保育の実施等に責任を負っています。しかし、企業主導型は国が委託した公益財団法人児童育成協会へ直接補助金の申請をするため、市町村を通さずに設置される保育施設となり、実施主体は市町村ではなく児童育成協会となります。しかし、通常の認可保育所との差異が保護者に理解されないまま利用が進む可能性もあります。

企業主導型保育施設は「柔軟な」運営を可能としているのも特徴で、更なる規制緩和や基準の切り下げにより、保育の質の低下が把握されないまま広がることも危惧されます。特に「夜間」や「短時間」などの特殊な保育の対応には、「柔軟」ではなく「明確」かつ子どもの「安全を担保できる基準」は絶対に欠かせません。事故などが起こった際の責任の所在も明らかではなく、これでは保護者が安心して子どもを預けることはできません。

待機児童の解消のために、事業所内保育所が果たす役割を否定するものではありません。しかし、仕事と子育てを両立したいと願う保護者の多くは、送迎に無理のない地域で、就学前まで安心して預けられる保育所入所を望んでいます。

内閣府は9月6日から、すでに助成先の公表を始めており、大分市でもすでに4つの園の助成が決定しています。そこで、質問足します。

**■企業主導型保育事業の設置と開設後の運営にあたっては、市町村の責任で監査を行い、安全の質を担保し、子どもの発達を促す保育が行われているか、必要に応じた調査・指導が行なえるよう規定を定めるべきと考えます。見解を求めます。VI**

## 5. DV対策について

### (1)配偶者暴力相談支援センターの設置について

10月下旬2日間にわたり、性暴力禁止法制定に向けて「だめっちゃん！DV 暴力を許さない社会をめざして」と題し、全国シェルターシンポジウムが大分市において行われました。

DVや性被害に苦しむ方々を支援する団体や専門家、行政関係者や国会議員などが全国から集まり、課題対策や法整備、被害者支援について共に学びました。日本のDV被害者支

援は、財政的にも体制的にもまだ十分とはいえず、被害者の負担の大きさや課題点が浮きぼりになりました。

大分市においてもDV相談の対応件数は、増加の一途をたどっています。近年、DVなどにより尊い命が失われる事件が相次ぎ、問題意識は広がりつつあります。また、多くが女性であるDV被害者が、泣き寝入りせず自分らしい生き方を求めたいという意識の変化が、相談数の増加に示されているともいえます。

2007年DV防止法の第二次改正において、配偶者暴力の防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定と、配偶者暴力相談支援センター等の整備について、市町村にも努力義務とする改正がなされ、さらに拡充の動きを見せています。

2013年には第3次改正も行われ、被害者の実情に見合った保護・救済措置がとられるよう、きめ細かい支援体制の道が開かれつつあります。

大分県においては本年4月1日「おおいた性暴力救援センター・すみれ」が開設され、新たな支援体制が加わりました。今後、被害者を加害者から守る保護命令制度の適用基準を更に拡充し、より被害者の立場に立った運用を可能にするためには、県と連携する市町村の窓口は欠かせません。一時保護施設の被害者受け入れ体制の拡充、民間シェルター、ステップハウスなどへの支援の充実、被害女性の就労対策や子どもたちへのケアの強化など、専門的で個別の取り組みを可能にするために、体制の拡充を行なうべきではないでしょうか。そこで、質問いたします。

**■大分市においても、配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害の支援拡充を進めるべきと考えます。見解を求めます。VII**

## 6. 公衆トイレについて

### (1)河川敷のトイレ増設について

大分川の河川敷は、通学、通勤の他、健康増進のためのウォーキングなど、一日を通して多くの市民が利用する場所です。先日、河川敷を歩く市民の方から、河川敷の左岸にはトイレがあるが右岸にはなく、利用者のためのトイレが設置できないのかと要望が寄せられました。大分川の河川敷は、夏の花火大会等でもにぎわいの場所となり、地域活性化にも大いに活用が広がる市民にとっての財産でもあります。今後も、市民が気持ちよく利用できるよう改善されることは望ましいことだと考えます。そこで質問いたします。

**■大分川の河川敷に、左岸と同様、右岸にも利用者のための公衆トイレを設置する考えはないでしょうか。見解を求めます。**